

議案第18号

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

資料1 宝塚市援護資金貸付基金条例廃止について

1 宝塚市援護資金貸付基金条例の設置目的

本市住民で低所得のため、わずかな出費等によって生活を脅かされるおそれのある生活困難者若しくは不慮の災害により家財一切を失った者(災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用者を除く。)又は傷を受け、若しくは疾病にかかっている6月以内に治癒すると認められる者であって、自立更生の可能性を有し、かつ、その自立更生に必要な資金を得ることが困難なものに対して、援護資金を貸付け、その生活の安定と福祉の増進を図るため宝塚市援護資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 貸付対象(以下すべて満たす者)

- (1) 本市に住民登録があり、1年以上引き続き居住しているもの
- (2) 一家の生計を支えている者
- (3) 生活態度が怠慢かつ不行跡でない者
- (4) 宝塚市援護資金貸付基金条例第6条に規定する保証人を有する者
- (5) この条例による資金又は生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年厚生省社第398号)若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けを受けていない者

3 基金運用状況(令和5年(2023年)3月31日現在)

債権残高 1,726,000円 基金残高 5,247,000円 合計 6,973,000円
平成27年度(2015年度)以降貸付実績なし。年間、数万円程度の償還がある。

4 債務者(令和6年(2024年)1月31日現在)

16名

5 援護資金貸付制度における貸付金の種類

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	利子	備考
生業資金	15万円以内	6 月 以 内	・10万円以下 ⇒34月以内	無 利 子	家屋の補修、住宅 の借入りの場合
医療資金					
住宅資金	20万円以内		・10万円を超え12万円以下 ⇒35月以内		
生活資金	1人世帯 10万円以内		・12万円を超え15万円以下 ⇒38月以内		
	2人世帯 12万円以内				
	3人以上世帯 15万円以内		・15万円を超え20万円以下 ⇒40月以内		
教育資金	15万円以内			育児、助産、葬祭時 の場合	
その他					

6 兵庫県社会福祉協議会の貸付制度概要

兵庫県社会福祉協議会の貸付制度である生活福祉資金は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を社会福祉協議会が貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度となっている。

7 市貸付制度と兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金との比較表

資金の種類 ※()内は県社協の生活福祉資金における同趣旨の資金の種類	宝塚市援護資金貸付金		兵庫県社協生活福祉資金貸付金	
	貸付限度額	償還期間	貸付限度額	償還期間
生業資金(福祉資金)	15万円	3年2カ月	280万円	7年
医療資金(福祉資金)	15万円	3年2カ月	170万円	5年
住宅資金(総合支援資金)	20万円	3年4カ月	40万円	10年
生活資金(総合支援資金)	15万円	3年4カ月	20万円×3カ月	10年
教育資金(教育支援資金)	15万円	3年4カ月	教育支援費 月3.5～6.5万円 就学支度費 50万円	20年

8 基金の廃止について

援護資金貸付金制度は昭和39年(1964年)に創設され、困窮世帯の自立更生に寄与してきた。

兵庫県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付金が普及したことから、支援額や償還期間の長さ等の面で、より困窮世帯に寄り添った制度となっており、平成27年度(2015年度)以降は貸付実績がなく、債権管理が残っている状況となっている。

また、平成27年度(2015年度)に施行された生活困窮者自立支援法との連携により、一層効果的に、相談者の自立を図り、自立相談支援機関との総合的な支援体制の構築に努めることとされていることから、兵庫県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付金の借受人には、自立相談支援機関が、自立に向けた支援プランを作成するなど包括的に支援を行っている。

なお、生活福祉資金貸付制度と援護資金貸付制度は、併用することができない。

以上のことを踏まえると、生活福祉資金貸付金の活用がより相談者の自立に効果的であると考えられることから、援護資金貸付基金は一定の役割を終えたと考えられる。

9 条例の廃止日

令和6年(2024年)6月1日

10 現債務者に係る経過措置

これまでの債権回収から、現債務者は償還額が少額で、支払いが滞りがちなため、債権管理が長期に及んでいる。基金廃止後も引き続き償還能力のある者からの返済は継続し、調査により償還能力が乏しいと判断できる者については、収入・資産に応じて徴収停止し、償還免除又は債権放棄の検討を行う。